

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年10月31日 05時00分ごろ
発生場所	北海道室蘭市 ^{おいなおし} 追直漁港 追直港島防波堤南灯台から真方位060° 510m付近 (概位 北緯42° 18.5′ 東経140° 58.4′)
事故の概要	漁船第十八宝漁丸 ^{ほっりょう} は、離岸操船中、また、漁船第八十二萬漁丸 ^{まんりょう} は、係留中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成27年12月21日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十八宝漁丸、140トン 141597、室蘭漁業協同組合 B 漁船 第八十二萬漁丸、138トン 128505、本間漁業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 船首部ハンドレールに曲損等 B 船尾構造物に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約7～8m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時
事故の経過	A 船は、船長Aほか11人が乗り組み、追直漁港の岸壁に入船左舷着けしていた。 A 船は、離岸のため、船長Aが、操舵室の左舷側で操船に当たり、前部スプリング（以下「本件ライン」という。）を岸壁のビットにつないだまま、ヘッドライン、スターンライン及び後部スプリングを放すように乗組員に指示した。 A 船は、船長Aが、船尾を右舷方に振り出すつもりで左舵一杯として主機を微速力前進としたところ、前進して船首部が船首方に着岸していたB船の船尾部に衝突した。 船長Aは、本事故後、本件ラインが岸壁のビットから外れていたことに気付いた。 B 船は、船長Bほか10人が乗り組み、A船の前方に入船左舷着けで係留中、A船の船首部がB船の船尾部に衝突した。 A船の船首部からB船の船尾部までの距離は約3～5mであった。
分析	A 船は、追直漁港において離岸する際、船長Aが、本件ラインの確認を適切に行っていなかったことから、本件ラインが岸壁のビットか

	<p>ら外れていたことに気付かずに機関を前進にかけ、係留中のB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>本件ラインが岸壁のビットから外れていたことについては、船長Aが本件ラインと機関を使用して船尾を振り出す際の指示が適切でなかったか、船首配置の乗組員が操船の意図を理解していなかったなどが考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が追直漁港において離岸する際、船長Aが、本件ラインの確認を適切に行っていなかったため、本件ラインが岸壁のビットから外れていたことに気付かずに機関を前進にかけ、係留中のB船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、係船索を用いて離岸する際は、事前に操船の意図を説明し、明確な指示を出すとともに、係船索の状況を確認すること。